国立大学法人鹿屋体育大学未来創成基金規則

（令和４年１０月２８日
規　則　第５３号）
改正　令和６年３月７日
規　則　第　８　号
令和７年４月１０日
規　則　第　１　６　号

（設置）
第１条　国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に、鹿屋体育大学未来創成基金（以下「基金」という。）を置く。

（目的）
第２条　基金は、広く社会から本学全体で寄附を受け入れることにより、本学の教育研究の活性化を図るとともに、国際交流及び社会連携の推進に資することを目的とする。

（事業）
第３条　基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業の用に供するものとする。
(1) 教育研究の活性化に対する支援
(2) 教育研究環境等のキャンパス施設整備
(3) 学術研究の推進、国際交流（派遣・招聘）支援
(4) 若手研究者（研究者を目指す学生含む）・女性研究者の支援
(5) 大学職員の能力開発の支援
(6) 学生の就職活動支援、社会的活動（ボランティア等）への支援
(7) 社会連携・社会貢献・国際貢献活動に対する支援
(8) 同窓生等との連携活動支援、学び直し支援
(9) その他基金の目的達成に必要な事業

（基金の構成）
第４条　基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附金及びその運用による果実その他役員会において基金に組み入れることを決定した財産をもって構成する。

（基金委員会）
第５条　基金の円滑な運用を図るため、鹿屋体育大学未来創成基金委員会（以下「基金委員会」という。）を置く。
２　基金委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 学長
(2) 理事（教務・学生・研究・国際交流担当）
(3) 理事（組織・運営担当）
(4) 理事（社会連携担当）
(5) 学長補佐（教育担当）
(6) 学長補佐（学術研究・情報担当）
(7) 学長補佐（競技力向上担当）
(8) 学長補佐（学生支援担当）

(9) 経営戦略課長
(10) 研究・社会連携課長
(11) 施設課長
(12) 広報・企画室長
3　基金委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
4　基金委員会に副委員長を置き、理事（組織・運営担当）をもって充てる。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
5　基金委員会は、次に掲げる事項を審議する。
(1) 基金の管理運営に関する事項
(2) 募金計画及び事業計画の策定に関する事項
(3) 事業報告に関する事項
(4) 基金の受入れ及びその運用に関する事項
(5) その他基金の運営、募金及び事業に関する必要な事項
6　基金委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
7　議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
8　委員長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（寄附金等の受入及び管理）
第６条　寄附金等の受入に関し、原則として受入承認手続きは要しないものとする。ただし、受入内容に疑義が生じた場合は、基金委員会において審議し、受入の可否を決定する。
2　前項に定めるもののほか、寄附金等の受入及び管理については、鹿屋体育大学寄附金取扱細則（平成１６年細則第１２号）の定めるところによる。

（特定基金）
第７条　特定目的の寄附を募るため、基金に特定基金を置くことができる。
2　前項に定める特定基金に関し必要な事項は、別に定める。

（事業年度）
第８条　基金の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。

（事務）
第９条　基金の事務は、事務局関係課等の協力を得て、広報・企画室において処理する。

（雑則）
第１０条　この規則に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則
1　この規則は、令和４年１０月２８日から施行する。
2　この規則施行後、最初に任期の定めのある委員となる者の任期は、第５条の規定に関わらず、本規則が施行された日から、令和６年３月３１日までとする。
3　令和４年度の事業年度については、第８条の規定に関わらず、本規則が施行された日から、令和５年３月３１日までとする。

附　　則（令６．３．７　規則第８号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　　則（令７．４．１０　規則第１６号）

この規則は、令和７年４月１０日から施行し、令和７年４月１日から適用する。